

業務統括管理職員退職手当支給規程

平成23年11月11日

規程23第41号

改正 平成25年4月1日規程24第22号

改正 平成27年3月31日規程第26第50号

改正 平成28年6月30日規程28第19号

改正 平成30年2月27日規程29第21号

(総則)

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の業務統括管理職員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給及び返納等)

第2条 退職手当は、業務統括管理職員が退職したときもしくは解雇されたときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給するものとする。ただし、退職手当の支給制限及び返納の取り扱いについては、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第12条から第17条までの規定(第12条第1項第2号、第13条第4項、第8項及び第9項、第14条第1項第2号及び第4項、第15条第1項第2号、第2項及び第5項、第16条第3項並びに第17条第2項、第5項及び第8項の規定を除く。)を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と、「懲戒免職等処分を受けて退職した者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構就業規則(規程16第8号。以下「就業規則」という。)第36条第1項第2号又は第39条第2項第7号の規定により解雇された者」と、「職員」とあるのは「業務統括管理職員」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「就業規則第36条第1項第2号又は第39条第2項第7号の規定による解雇」と、それぞれ読み替えるものとし、解雇された者は退職をした者とみなすものとする。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、業務統括管理職員に関する規程(規程17第52号)第3条第3項に規定する個別契約に定める額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、次項に規定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。

2 業績勘案率は、主務大臣が決定する法人の業務実績評価を基準として、理事長が決定する数とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算は、第3条第1項の個別契約に定める契約の開始日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するもの

とする。

(退職手当に係る特例)

第5条 業務統括管理職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続き再び業務統括管理職員となった者の在職期間の計算については、先の業務統括管理職員としての在職期間の始期から後の業務統括管理職員としての在職期間の終期までの期間は、業務統括管理職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き業務統括管理職員となるため退職し、かつ、引き続いて業務統括管理職員となった場合におけるその者の業務統括管理職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 業務統括管理職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する業務統括管理職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

4 第2項の規定に該当する業務統括管理職員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第2項の規定に該当する業務統括管理職員としての在職期間(国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。)を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における業務統括管理職員の退職の日における月例支給額は、当該業務統括管理職員が第2項の規定に該当する業務統括管理職員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該業務統括管理職員の業務統括管理職員としての引き続きいた在職期間等を勘案して理事長が定める額とする。

(退職手当の支給時期)

第6条 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他特別の事情のある場合及び第2条に規定する支給制限を受ける場合を除き、第3条第2項の規定により理事長が業績勘案率を決定した日から遅滞なく支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、退職手当法第2条の2の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「業務統括管理職員」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年11月11日から施行する。

附 則（規程24第22号）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（規程26第50号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（規程28第19号）

1 この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（規程29第21号）

1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。